

第8回 秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会 会議録

会議名	第8回秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会	
日時	令和元年11月22日（金） 14：30～15：55	
場所	秩父消防本部4階講堂	
次第	第8回秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 答申書（案）について 4 閉会	
資料	・次第 ・資料1「答申書（案）」 ・資料2「答申書新旧対照表」	
出席者	審議会 事務局 (組合)	※別紙名簿のとおり 加藤猛（水道局長）、柴岡康夫（次長兼工務課長）、 富田豊彦（次長兼契約検査課長）、古屋敷光芳（経営企画課長）、 八木修（経営企画課主幹）、久古武（経営企画課主幹）、 栗島俊（経営企画課主任）
会長	(事務局の司会により、次第のとおり行われる。) (会長から挨拶が行われる。) こんにちは。早いものでもう第8回になりました。前回ご議論いただきました答申につきまして、今回はその修正をしていただいた資料を中心に議論してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。	
事務局	(事務局より配布資料の確認が行われる。) それでは資料の確認が終わりましたので、これより会長に議長として進行の方お願ひいたします。 (会長により議事が進行する。)	

会長	<p>議事に入る前に、今回の審議会会議録署名人の確認をさせていただきます。会議録署名人は、丸山陽生委員と、加藤尚美委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。今回の審議会につきましては、通知でもお知らせしました通り、公開としての扱いとさせていただきます。また、メディアの方からの傍聴、取材要望がございましたので、承諾をさせていただきました。傍聴者の方につきましては、掲示しております傍聴要領に従っていただくとともに、会場内においての発言等は厳に慎んでいただきたいと存じます。ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>((1) 答申書（案）「前回の振り返り」について説明)</p>
会長	何かございますか。
委員	はい。
会長	はい。お願ひいたします。
委員	<p>これも議論に入る前の前段の話だと思いますので発言させていただきます。20日の広域議会の中で局長さんが別所浄水場の台風による被害がマックスで12億円くらいが想定されるという答弁があったわけです。12億円のうち災害復旧事業で国の補助金が、激甚災害になるということで3分の2の補助があります。結果的に4億円は水道事業者が負担しなければならない。今まで議論してきた金額で、億単位のお金がどのようになるかということを議論してきたわけですが、この4億円をどのように捻出していくかによって、4億変わるわけですから、今まで議論してきた数字にどのような形で影響してくるか、その辺を事務局の方に分かりやすく説明していただきたいと思います。</p> <p>もう一点、今回の地滑り地域とミューズパーク北口の地滑り地域、全く同じ地質で土砂崩れが起きていると。結果的に現在、別所浄水場内で地滑りを起こしたよりも広い範囲で危険性があるということは、水道水の安定供給に黄色信号の状態が続いていると。そこまで含めて、法枠工法などによって地滑りを防ぐ以外に方法はないわけですから、この4億プラスアルファということでぜひそのお考えをお聞きしたいと思います。以上です。</p>
会長	はい、今の点についてご回答いただけますか。

事務局	<p>それでは回答させていただきます。まずは水道局の持ち出し分について 4 億円分とおっしゃいましたけれど、この分につきましては、まず激甚災害に指定された場合、国庫補助金が事業費の 3 分の 2、国から交付される予定であります。残りの部分が強矢さんのおっしゃる 4 億円になるのかなと思いますが、この水道持ち出し分につきましては、今の想定されている財政制度からお話ししますと、災害復旧事業債という起債、借金があります。こちらをすることによりまして水道局の方で起債は起こすわけなんですけれど、後々の元利償還金については、通常市町村営ですと、町の一般会計から繰り入れる形になるんですけど、こちら一部事務組合ですので、各構成市町の方で繰入金として水道事業会計の方に投入できるということになっております。なおかつその投入したお金につきましては交付税参入があると、特別交付税になるかなと思うんですけど、そういう財政制度がございまして、水道局側としてはなるべく皆さんの料金原価にその工事費を転嫁させないような形を想定しておりますので、おそらく水道持ち出し分につきましては水道事業債を起債し、負担すべき元利償還金分につきましては、各構成市町の方に負担をお願いしていくという風な形を取る予定であります。ですので水道料金に跳ね返る部分というのは今のところほとんどないのではないかと想定しております。</p>
会長	はい。ありがとうございます。
委員	ただ、すみません。市町村交付税で特別な措置があるとお聞きましたんですけど、これ全額ではないですよね。市町村の財政状況によって交付額が変わってくると思いますので、その差額は出てくるわけですね。その差額はどのくらいになるのか。
事務局	私も書物を読んでいるだけなんですけど、市町村に入ってくる交付税の額というのが、約 50% と表記されておりましたので、残りの 50% は各市町における一般会計で負担していくものと思います。
委員	そうすると、不足分は各市町に負担してもらって、水道事業者は一切負担がないという。
事務局	その財政スキームで言いますとそういうなります。

委員	それですみません。よく分からないですけれど、そうするとそれはもう各市や町の方はご了解済みの話？
事務局	これからその辺につきましては、今ちょうど埼玉県の市町村課の方にもきちんとした、大枠の数字が出ませんとこちらの方もお話しはできないんですけど、そちらの確認を取っているところです。ただ、制度的にはそういうものがありますので、できる限りこちらに有利な方法を採用して行きたいなと考えているところです。ですのでその辺がはっきりしましたら各市町に対しましても、今後そういう形で財政支援をお願いしていく予定であります。
会長	はい。今の点につきましては今のご説明通りということかと思いまして、今回の議論の中には影響がない前提で進めていくということかなと思います。ということでその他なければ具体的な答申案について説明いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
	(なし)
会長	では説明をお願いします。
	((1) 答申書（案）「具体的な修正案」について説明)
会長	はい。ありがとうございます。今のご説明につきまして委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。前回ご要望いただいた内容が反映されているかどうか再度確認いただきたいという風に存じます。何かご質問ご意見ございましたら。
委員	はい。一点。
会長	はい、お願ひいたします。
委員	付帯意見の(3)なんですが、ちょっと文言の変更をお願いしたいんですが、(3)の下から2行目の終わりの方に、「必要に応じて各構成市町が水道利用者の～」と書いてあるんですが、ここの(3)は多量使用者のことを言っているので、「水道利用者」ではなくて「多量使用者」という文言に変えていただければと思うんですが。

会長	事務局の方いかがですか。
事務局	そうですね。この（3）につきましては多量使用者の方に重きを置いて表現している部分だと思いますのでよろしいかと。
委員	一般の利用者の件に関しては（2）で言っていると思うのでよろしいんじゃないかなと思うんですけども。
委員	「大口利用者」という表現でしょうか。
委員	付帯意見の中で「多量使用者」という言葉を使っているので。
会長	2行前に「多量使用者」という言葉を使っているから「多量使用者」と今おっしゃっているわけですね。
委員	そうです。
会長	意味としては大口使用者ということだと思うんですが、まあ特に。
委員	まあどっちでもいいですけれども。
会長	ちょっとそれは用語の統一というか、確認をしてということでお願いします。
事務局	はい。
委員	それともう一点よろしいですか。（2）と（3）で「大幅な」という表現を検討するというお話されたんですけど、文言によっては大分ニュアンスが違ってくる可能性があるので、そこはちゃんと、どういう言葉を使うかというのはここではっきりさせておいていただきたいんですが。
事務局	はい。そうですね…。
委員	はい。
会長	はい。

委員	今の（2）と（3）の件なんですけれども、結局激変緩和措置が必要であるという結論を導くためには、やはり「大幅な改定率」という文字を残さないと、ここで言っている意味が通じないかと思います。小幅であれば激変緩和措置は不要だと思いますので、「大幅な」を抜くと全部を削除しなくてはならないような文章になると思います。以上です。
会長	<p>はい、という意見で、残した方がいいんじゃないかということもありますし、「大幅な」というのをもし削除、取り換えるんだったら何か明確な言葉を審議した方がいいんじゃないかということですけれども。</p> <p>事務局の方はいかがですか。あるいはその他の委員の方でご意見ありましたらお伺いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。</p>
委員	ちなみに「大幅な」だと何がまずいんでしょうか。ちょっとよく分からぬものでしょません。
委員	付帯意見の（2）の2行目のところに「当該構成市町との調整を十分に行い、」という表現があるんですけど、これとの兼ね合いで、今まで調整をしてきたところと、してこないところがあるわけですけれども、大幅かどうかというのは受け止め方の問題もあるかなと思ったんです。だからそんなに意味はなかったんですけど、私の思ったのは、誰が調整を十分に行うのかなというのが引っ掛かったんですけども。
会長	何か事務局ありますか。
事務局	お話しいただいた後に私考えたんですけど、まず付帯意見自体を水道局に対する要望と各構成市町に対する要望に分けてしまった方がその辺がはっきりするのかなという風に思っておりまます。その欄自体を分けると言いましょうか、付帯意見で水道局に対する付帯意見、各構成市町に対する付帯意見。そんな形はどうでしょうか。
会長	そうすると（2）と（3）が構成市町に対しての付帯意見ということになるわけですね。

事務局	そうですね。
会長	(2) と (3) を取り除いて、(1) から (7) の後に入るということですね。別項目、付帯意見 2 みたいな感じですね、区分して出すと。そうなるとここでは「当該構成市町との調整」というよりは、「当該構成市町での調整」ということになるんでしょうかね。各構成市町の方できちんと調整をした上でしかるべき措置を講じられたいという意見を、審議会としては取りまとめるというようなことでしょうかね。
委員	いいですか。
会長	はい、お願いします。
委員	その「大幅な」という文言のことなんでしょうね、「大幅な」というのはどの程度の尺度かで大幅なという解釈が変わってくると思うんですね。だからその辺の解釈度をどの辺に置いているのか。それによって極端に言うと 99.9 かもしれないし、50%かもしれないし。だからその辺の尺度がどの程度に置いているのかというのはある程度考えた上で、その辺の文言を入れた方がいいんじゃないかなという気はしますけれど。
会長	はい、その辺りはどうでしょうか。具体的に何か基準があつた方がいいんじゃないかというようなことだと思うんですけれども。
委員	まあ、難しいと思うんですよ。確かに。
事務局	そうですね。これ各市町によって財政状況もありますし、そうなるとこの「大幅な」というものを無くして、「各市町の裁量により」とかになってくるのかなと。
委員	だから客観的に見るか主観的に見るかによって違ってきてしまうしね。各構成市町の見方と広域組合の見方と、その辺の差というはあるかもしれませんね。この答申書を付帯意見として出したときに、結局将来的には組合議会に諮って決定するわけでしょうから。だからその辺は組合の方の解釈と、審議会の解釈のずれが出てくる可能性があると思うんですよね。だからその辺の表現をどうするか。

会長	<p>どうでしょうか。何かこの点に関しましてご意見がありましたら。</p> <p>まあこの2点に関しましては、おそらく管理者に答申するべきものからするとちょっと毛色が違うものですので、やはり基本的には構成市町の方に、管理者からこういう働きかけをしてくださいねということだと思うんですね。大幅かどうかというのは最終的には構成市町が、まあ自治体でありますからその自治の中で判断されるということじゃないかと思うんですね。</p>
委員	そもそも料金改定率平均 17.91%という数字 자체が大幅だという風に私は受け取っているんですけれども。
会長	はい、という意見もございますけれども、そうすると全部激変緩和措置を取らなければいけなくなってしまうので。
委員	そうなんですよね。
会長	それでよろしいかどうかというのはちょっと。
委員	だからそういうところをね。じゃあ具体的にどうするかという話になっちゃうんですよね。
会長	どうでしょうね、やっぱり答申の趣旨としてはあくまでも、管理者に対しての答申ということになりますので、各構成市町さんの方にあまり具体的な意見というのはちょっとそぐわないかなという風には思うんですけども。事務局の方はどうでしょうか。具体的に何か考えるのには必要だと思うんですけども、答申書というのはあくまでも管理者に対してのものということです。どうしますか、何かご意見があれば。
委員	はい。
会長	はい、お願いいいたします。
委員	付帯意見としてこういう意見があったという表現でも合致するのかなと思いますけれども。
委員	審議会としては「大幅な」ということで、尺度はあくまで組合

	の方に委ねるという風に答申すれば特にここで…。
会長	例えば「『今回の改定は大幅な改定となるので、それぞれの構成市町におかれではこうこうこういうようなことに取り組まれたい』というような意見がこの審議会では出た」というようなまとめ方で最後、付帯意見の付帯意見みたいな感じでいかがでしょうか。事務局の方どうでしょうか。
事務局	ちょっと今私考えてたんですが、「今回の料金改定は大幅な料金改定になるので、住民生活、産業振興、雇用維持に及ぼす影響を考慮し、必要に応じて各構成市町が水道利用者の負担を軽減することを目的とした激変緩和措置の検討が必要である」と、そんな感じで…。
委員	いいですか。
会長	はい。
委員	それはまとめないでほしい。産業振興の方は一つの項立て、別立てで。市民生活とやっぱ違うと思うんで、同じ表現でも別にしておいてほしいと思います。
会長	わかりました。そうしたら（2）、（3）という別立てにしているのは維持した上で今の表現を生かして、まあ同じような表現でただ宛名が違うということですよね。対象者が違うということですので。
事務局	それではさっき私が申し上げた通り、水道局側に対するものと構成市町に対するものということで分けた後に…。
会長	そうですね。まず分けた後に構成市町に対する意見が出たということになると思いますけれども、直接答申するようなものでもありませんので、それに関しては今の（2）と（3）と分かれているのを生かして、先ほどおっしゃられたような文言で修正をすると。
事務局	今私申し上げたのは「大幅な」というものはなかったと思いますので、その辺は曖昧ではあると思うんですけども、必要に応じてという感じで。

会長	そうですね。今回の改定自体、やはり大幅な改定というのがあると思いますので、「大幅な改定であるので」というのはまず、総じて大幅なんだということは示した上で、必要に応じてということで、その必要度合いについては各構成市町の方での判断になるというニュアンスでいかがでしょうか。
事務局	はい、よろしいかと。
会長	それでよろしいでしょうか。この件につきましてはそのような方向での修文をしていきたいと思います。その他の点で何かござりますでしょうか。
委員	はい。
会長	はい、お願ひいたします。
委員	<p>前回ちょっと業務の都合で欠席させていただきましたので、もし前回議論になっていて皆さん了解されているのであればそれはそれで私も構わないんですが、ちょっと何点かございます。まず新旧対照表の方で言いますと、2ページのところ、5の料金体系なんですが、答申として料金改定率が具体的に 17.91 ということです。5 年間でやりますよと具体的になっている割には料金の答申書としては体系の方が一般論 3 行で終わっているというところなので、もう少し踏み込んだ方が答申書としてバランスが取れるのかなというイメージは持っています。前回頂いた資料で行くと、例えば「30%以上は基本料金で取りましょう」とか、遅増度で言うと「3 倍を切るようにしましょう」というのが前回の資料に付いていたと思うんですが、そういうことを少し入れた方が、バランスが取れるのかなというのが一点目です。そういう意味ではこここのところでは前回ただし書きがあって、過大とならないようにということでこれも激変緩和だと思うんですが、ただし書きを取ったとしてもやはり少し激変緩和という意味では複数回に分けて段階的に実施するとかですね、残しておいた方が良いのかなという風には思います。これはまあ 4 ページとか 5 ページの具体的な解説、(1) 基本料金とかのところも同じ修正をしたらどうかなということです。</p> <p>それから 2 点目が、3 ページになるんですが、一番最後の段落で「通常であれば～」というところ、長期前受金戻入の話が出て</p>

	<p>るんですが、整備を行って減価償却費が急激に増加するのでそれを緩和するために控除をして算定を行うという風になっているんですが、その文言だけで止まっちゃうと何か問題を先送りしているようなイメージに取れて、将来の方に負担を先送りしているように読めますので、何か言葉足らぬかなというような感じはします。例えば「当該控除分というのは総括原価に反映されなくなるので企業債の発行を通じて補う」とか何か文言を入れた方がいいのかなと。そういうことでなるべく急激に今の世代が負担をするのではなくて、企業債ということで世代間の負担の公平を図るとかですね。そうすると、なんで控除したかっていうのが分かつてくるのかなと。</p> <p>それから 4 ページ目、これは文言の問題なんですが、5 の料金体系についてという最初の段落なんですが、「また～」というところで「健全な経営ができるように経営基盤の安定を確保できるものでなければならない。」となっているんですが、どちらかというとこちら料金水準の話かなという感じがしますので、いきなりこの料金体系のところで「健全な経営ができるようなものを確保する」という言い方がちょっと違和感がありました。</p> <p>それから 5 ページ目のところなんですが、上方の(2) 従量料金・遅増度の 4 行目のところなんですが、「一律の単価とした場合、一般家庭等の少量使用者に対する負担が大きくなる可能性がある。」となっているんですが、これ均一にすれば、必ず負担が大きくなりますので、「大きくなる」と断定をしてもいいのかなということがあります。</p> <p>それから最後なんですけれども、次の段落で「また、遅増型料金体系は～」ということで、「また」でつないでいるんですが、前後が並列の関係にないので「一方」とかの方が読みやすいかなというところです。ちょっと多くなりましたが以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございます。ちょっと順番に検討してまいりたいと思いますけれども、まず一点目が料金体系の原則のところで、これまでシミュレーションをしてきたような数値を入れて具体的に書いたらどうかという点ですけれども、この点については事務局としてはいかがでしょうか。
事務局	現在の基本料金の割合、委員さんがおっしゃった通り、29%だと思います。29%を提示した上で「29%以上」ですとかそういった表現を具体的に…。

委員	以上だと現状も含まれてしまますので、まあ出来たら 3 割以上とかですね。
事務局	そうですね。
会長	前回出しているシミュレーションの中でご提案いただいている内容で、最終的にはそれ自体に強い反論があったということではないと記憶しておりますので、その数字を生かすというのはいかがですか。
事務局	そうですね、前回提示した数字は最低でも欲しいというところではありますので、載せさせていただけるようでしたらぜひとも載せたい数字ではあります。
会長	その点はいかがでしょうか。まあこのままぼんやりと書いてあるよりは、せっかく前回数字を出して議論したわけでございますので。
委員	基本料金割合？
会長	基本料金割合です。
委員	29 とか 36 とかそういう数字？
会長	はい。
委員	それはよろしいのではないかと思います。
会長	ではその数字についても載せるということで進めていただければ良いのではないかと思います。あと 2 点目で段階的に実施という…
委員	あちょっと。
会長	すみません。はい。
委員	いくつの数字を載せるんですか。32 と 36 ってありましたよね、前回。36 以上にするとかですね。その表現がすごく大事だと思うんで。数字を載せるのは私もいいと思うんですけども。

委員	中々具体的に何パーセントというのは多分難しいんだと思うんですよ。
委員	どうしたらしいんですかね。そこの表現をどういう風に載せるかというのはここではっきりしておいた方が。答申の内容の中で結構大事な部分だと思うんですよね。
会長	そうですね。まあ前回の資料の中でこの案にしますというようなことであればいいと思うんですけども、前回どうでしたかね。
委員	前回 29 と 32 と 36 ですよね。
会長	そうですよね。
委員	遙増度の方が 3.0 と 2.8 と 2.6 ですね。それで一応ケーススタディしていただいたんですよね。
事務局	そうですね。
会長	まあ現状ではないだろうということで、強めていく方向だというところでのコンセンサスだと思いますので、2 番目のもの以上という書き方でどうでしょうかね。
事務局	そうしますと、基本料金割合ですと 32 以上。
会長	その辺りは具体的に検討していく中で、議案を作る際にはやはりもっと細かくそれぞれのいろんなパターンでも影響を考えながら検討しなければならないと思いますので、「何パーセントにしろ」という答申にはならないと思うんですよね。ただ最低限これくらいという。
委員	それであれば 32 とか具体的なよりは。
会長	もう少し丸めて…
委員	30% 以上とか、遙増度で言えば 3 倍以下とかですね。審議会ではその辺にしておいた方がいいかなと思います。

会長	なるほど。そういう意見もありますので 2 番目のケースというのを念頭に置きつつ、それよりも少し下の切りの良い数字にするということでしょうかね。具体的には 30% と 3 倍ということでしょうかね。
事務局	30%以上と…。
委員	遙増度が 3.0 以下。
会長	3.0 以下…。
事務局	3.0 と言いますと現在の秩父市と同じなんですね。
委員	じゃあ 2.6 以下。
会長	2.6 ですか。
事務局	でこちらからお示ししているのが、実はその間の 2.8 という数字でございまして。
委員	では 2.8 ですか。
事務局	2.8 以下ということで。
委員	それか「遙増度は 3 倍を切ること」とかっていう表現の方が無難かもしないですね。
委員	ああ、3 倍を切る。
会長	どうでしょうかね、その辺り。まあ最終的には本当に個別具体的にシミュレーションをしないといけない問題だと思いますので、あくまでも指針を示すということでその表現でいかがでしょうかね。よろしいですか、その点については。
	(「はい」と言う声あり)
会長	次に段階的に実施というのは、この 5 年の中で段階的にという趣旨ですか。

委員	その都度ということなので、今回5年はもうこれでやつて「その次の時もやはり基本料金の割合を増やすとか過増度を緩和するということも考えてください」という文言が入っていた方が良いのかなと。
会長	なるほど。ということですけれども、それはそのような文言を追加することについて何か意見はございませんか。そうすると今回は色々な影響を考えてファーストステップだけれども、今後も引き続き同様のことを検討していくという趣旨の文を「段階的に～」ということで加えていただくということでしょうか。よろしいでしょうか。
	(なし)
会長	それで次の点は3ページ目の下、「長期前受金戻入を総括原価から～」というところで、これが単純に先送りという風に読まれないように、そうではなくその代替措置をきちんと講じて世代間の負担の公平に配慮してということを分かるようにしてもらいたいということだと思うんですね。今回その趣旨としましては広域化を行うということで集中的に投資をすると、でその集中的に投資をしていっている補助金分が直近にだけ集中的に偏ってお金が必要になると。その部分を企業債によって負担を公平化しているという側面があると思いますので、今委員がおっしゃられたように企業債の発行で補っているという点を明記するということでいかがでしょうか。
	(なし)
会長	ではこれはそのような形で、具体的な文言については委員とも調整をしていただいて、その趣旨でということでよろしいでしょうか。
委員	あと一点。「控除して算定を行うことが妥当」という風になっているんですが、どちらかというと値上げ幅を抑えるための減法ですよね。ということはやむを得なくやっているということなのかなと。
会長	はい。

委員	妥当なのか、やむを得ないのか。そんなところがあるのかなと思いました。
会長	はい。言葉的には「やむを得ない」の方がよろしいかと思いますけれどもいかがでしょうか。問題がなければそのような方向で。
事務局	はい。
会長	ではそれでお願いします。 それから4ページ目の料金体系の「健全な経営ができるようにならう」というところが体系の話では違和感があるということだと思います。これはおそらく趣旨としては基本料金割合を高めるということを意味しているんですよね。なので「将来の人口減少においても安定的な収入を確保できるように」とか、そういった意味がもう少し具体的に分かるように書いた方がよろしいかと思いますけれども、委員どうですか。
委員	そうですね。どうしても経営基盤の安定となると料金総収入というイメージがあるので、個別の料金の回収の話だと思うんですね、料金体系は。基本料金の割合を増やした方が確かに固定的に徴収できて安定はしてくるので「経営基盤の安定」というよりも「経費回収の安定性を確保する」とかそういう表現の方が違和感がないのかなと思います。
会長	はい、これはもう将来の人口減少に備えるということだと思いますので、そうした方向で修文いただく形でいかがですか。
	(「はい」という声あり)
会長	事務局よろしいですか。
事務局	はい。またちょっとご意見いただいて。
会長	細かい文言は、内容に何か影響があるというよりは分かりやすくするという部分かと思いますので、そのような形に修文いただければと思います。 5ページ目のところですが、これはおっしゃっていた通り「可能性がある」ではなくて断定してもいいだろうということで「可能性がある」を取る。それから「また」という風に並列ではなく

	「一方」という風にするということでしたが、この点について事務局いかがですか。
事務局	はい、修正させていただきます。
会長	ではそのような形での修正をお願いしたいと思います。その他ございますでしょうか。
事務局	すみません。1ページ目の委員からいただいている2番の料金算定方法と料金算定期間について、「更新が事業の主体となる」という部分、この「主体」という表現方法なんですけれど…。
会長	<p>「中心」とかそういう感じなんですか。あるいは…そんな感じでしょうかね。よろしいですか。これも方向性に影響を与えるというよりは読みやすさだと思いますので、最終的にもう一度確認をしながら直せばよいかと思います。</p> <p>先ほどおっしゃっていた「原則である」のところはどうしますか。</p>
事務局	独立採算制とか入れた方がこれは分かりやすいでしょうか。いかがでしょうか。
会長	どうでしょうか。要するに「すなわち独立採算制」というような言葉になってなんか少し…。
事務局	くどくなってしまう…。
会長	くどい感じがしますけれども、まあ根拠となる条文を示すとかでもいいかと思いますけれども。
委員	3ページのところの経緯のところに入っているからいいかなとも思ったんですけども、「独立採算制」というのが書いてあるから。中身まで読んでこっちまで読んでくればここで分かって問題ないと思うんですけども。
会長	逆の方がいいですよね。1ページ目の方に「独立採算制」と書いた上で、細かい説明が中にあった方がいいので、もしでしたら取り替えるというか。

事務局	はい。
会長	1 ページ目はあくまでも要約なので、そっちに明確な用語を使っておいて説明的な文章は後ろの方へ修正するということですかね。重ねて書いちゃうとちょっと重複してしまいますので。
事務局	そうですね。この辺はちょっと削る方向で対応させていただきます。
会長	はい。その他いかがでしょうか。
委員	はい。
会長	はい、お願いします。
委員	ちょっと質問でもいいですかね。
会長	はい。
委員	<p>もう既に議論になって終わっていることかもしれないんですけども、ちょっと私めの頭の中がちょっと曇っているんで教えてほしいんですが、当初この答申書の中に料金の値上げが 17.91% 引き上げが必要ですよという風に明記されていますけれども、数字っていうのはちょっと独り歩きする可能性が高いので、総括原価方式の積算が正しいですよということになりました、でそれを基に秩父市の料金体系を基準にすると 17.91%の値上げが望ましいということですよね。そのあと付帯意見の中で基本料金をできるだけ緩和したいと、先ほど 30%程度という話とか遅増度の話が出てきましたけれども、それってその 17.91%の中には組み込まれているんですかね。</p> <p>じゃなくてただ単純に秩父市の料金を基準にすると 17.91%の値上げが必要ですよ、で付帯として基本料金を出来るだけウエイトを高くしなさい、遅増率を持って激変緩和しなさいみたいな、そんな組立て、理解でいいんですかね。要するに 17.91%に、先ほど付帯的に出てきた数字っていうのは組み込まれていて、このあとその辺を組み込ませて答申が上がって、手順のことちょっとお聞きしたいんですけど、ここから答申が上がって当然審議会とかで揉んで、組合、長なりが決定していくんでしょうけれども、要するにこの後にまだ料金改定は含みがあるという理解でい</p>

	いんでしょうかね。だからその辺手順も含めて、ちょっと頭の中をクリアにしたいんですけど、よろしくお願ひします。
会長	事務局、よろしいですか。
事務局	はい、改定率につきましては、まず改定率を定めさせていただいております。全体の平均改定率、この改定率を基にして料金体系を設定していくんですけど、その中の遅増度ですとか基本料金の割合の割り振りになっていきますので。
委員	17.91 の後で個別にまた変わってくる可能性があるということですね。
事務局	はい。それで今後この答申を受けまして、料金体系が具体的に定まつてくるものと思います。その中で、基本として考える目安として先ほどの遅増度、基本料金の割合というものが参考になつてくるのかなと思います。
委員	はい、分かりました。
会長	ちょっと補足しますと、秩父市との対比で 17.91 ということではないですよね。
事務局	そうですね。
委員	全体の、ということ。
会長	今現在の各市町でやっている料金表のまま行った収入と比べると 17.91% 必要だということで。
委員	はい、今その辺はお聞きしております。
会長	はい。あと今後の手順についてもご説明いただいてもよろしいですか。
事務局	はい。まずこの答申が出ます。でこれが管理者に対して答申されるわけですけれど、その後広域の理事会、理事の方々にこういった答申が出ましたというご報告をしまして、議会の方にもお話をしていくものになるかと思います。その中で具体的な改定率が

	まず出てきます。こういった方向で行きましょうと。そしてその中の体系についてもこれから考えていく必要が出てくるのかなと思いますので、今回お示しいただきます答申はその基本になるものだと思いますので、我々としても具体的なものであり、なおかつやはり皆さんのご意見がきちんと反映されるものとして扱っていきたいとは考えています。
会長	よろしいでしょうか。
委員	はい、いいですよ。まあ単純にお聞きしていると、最終的な料金決定ってどこでされるのかちょっと、最後にくどいようですけどお願ひします。
会長	はい、お願ひします。
事務局	最終的には、先ほどお話させてもらいましたが、理事会において審議をしていただくことになりますので、管理者を含め、市や町の首長さんたちと審議をしていただいて、実質答申書にある改定率の部分が妥当な部分なのかどうなのかというのが政治的な判断という形の内容の中で出てくる部分になるかと思います。
委員	ということですね。それちょっと確認したかったんですよ。
会長	最終的には組合の議会でということですね。
事務局	はい。最終的には議会に上程してという形に流れとしてはなるということです。その前段階で理事の方々のご意見も出てくるということになろうかと思います。
委員	はい、ありがとうございます。
会長	はい。ということで…。
委員	一ついいですか。
会長	はい。よろしくお願ひします。
委員	あの付帯意見としてここに載せてもらうことでもないんですけども、小鹿野町の委員としてのお願いでございますけれども、

	小鹿野町の現在の水道料金が他に比べて特別に安いということを鑑みまして、上がるということは町民としても理解はすると思いますけれども、前回の説明等で小鹿野町の料金について見ますと、使用料が少ないところ、20 立方使った段階で 111.0%、それから 30 立方使った場合でも 81.2%、40 立方使った段階で 68.1%というような非常な伸び率になる説明があったんですけども、町民の方から小鹿野町単独での補助金等の緩和措置というのは要求されることが十分に考えられます。他の行政もあるかもしれません。そこでお願いなんですけれども、各行政から使用料金等の作成にあたってのデータが必要だというようなことが十分考えられますので、行政からの資料等の作成あるいはデータの要望につきましてはスムーズな対応をお願いしたいと。そういうお願いを、これは議事録に残しておいていただければ、ここにあえて載せなくてもいいですけれども、お願いをしたいんですけども。
会長	はい、それはまさに事務局へのお願いということだと思いますのでいかがですか。
事務局	その要望ということなんでその辺の部分も検討させていただければと思いますのでよろしくお願いします。
委員	はい。
会長	はい。
委員	検討でなくて、基本的には協力ができるかできないかの話なんで、この場で協力できるって言わないと市や町の担当者というのは困ってしまうんですね。ですから次回には協議して開示できるっていうのであればそれで結構だと思うんですが。
事務局	水道料金個人個人のデータの部分までというようなお話になると個人情報法の部分が出てきますので、現時点では全てのデータの内容をお示しできるということにはならないと思うんですけども、可能な限りデータの方の開示というかご協力はさせていただければと思いますのでご理解いただければと思います。
会長	法令順守は大切で…。
委員	私も元公務員なんで、そのプライバシーの問題があるって言い

	ますけれども、私たち公務員は守秘義務があって罰則規定までありますから、それを何故、開示できないというのはおかしな話なんですね。行政の方はそう言っておきながら、警察にはベラベラベラベラしゃべっちゃう。ですから同じことをやっているにも関わらず、行政同士で情報交換できないってことが行政の最大のネックなんですね。ですからその辺は踏まえていただきたいと思います。
事務局	はい。開示できる内容で開示させていただきたいということに対応させていただければと思いますのでご理解いただければと思います。
会長	法令の範囲内でよろしくお願ひいたします。その他何かござりますか。よろしいですか。
委員	具体的に決定されるのはいつ頃なんですか。
会長	答申書ですか？
委員	答申書じゃなくて料金として。
会長	料金が決定されるのはどれくらいの時期を見込んでいるかということですけれども。
委員	2年後の4月から適用されるようなお話になっていますけれども、それが例えば半年前とか1年前とかそういう時期をお伺いしたいんですけども。
事務局	一応令和3年の4月から新料金という形での目標を掲げておりますので、逆算していきますと令和2年の11月の議会に上程をしていきたいというような考え方であります。その時期に向けて進めさせていただければと考えております。
会長	はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それではこのような、今いただいた意見、修正した箇所につきましては私の方で責任を持ちまして修正を確認した上で管理者の方に提出させていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。
委員	はい。

会長	はい、お願ひします。
委員	今色々とかなり訂正、意見が挙がりましたが、一度直したやつは見させていただけないの？
事務局	そうですね。これだけ修正点が出ていますので、修正したものをお近いうちにやはり皆さんに一度確認していただきたいと思います。
委員	そうですよね。
事務局	ですので郵送等でお送りしまして、日を決めて、修正点がありましたらそれまでにということでお話させていただきまして、その後確定ということでよろしいでしょうか。
会長	はい、それで見ていただいたて今回議論に出たけれどもきちんと修正されていないよという点については事務局の方にご意見いただければと思いますが、最終的にそれを取りまとめて答申書とするのは私の方にご一任いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。
委員	もう一つよろしいでしょうか。議事録の署名ということで今日なったんですけれども、この議事録の署名につきましてはもう会議がないと思うんですけども、連絡をもらって出てきて署名するという形でしょうか。
会長	それはどうしますか。
事務局	そちらにつきましては郵送でお送りしまして、署名をいただきまして…いや、お伺いもさせていただきますので…。
委員	いやいや。中々留守のこともあるので、後でこの会が終わりましたら相談させていただきます。
会長	そうですね。あまりご負担にならないようによろしくお願ひいたします。 それでは最終的には私の方にご一任いただけるということで、管理者に提出させていただけたらと思います。よろしいでしょうか

	か。
	(「はい」という声あり)
会長	ありがとうございます。それでは事務局から今後の連絡事項等ありましたらお願ひしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。
事務局	はい、それでは委員の皆様には長期に渡りましてご審議いただき誠にありがとうございました。先程も今後の流れ的なものはお話をさせていただきましたが、今後の予定でございますけれども、12月20日に会長から久喜管理者の方に最終的な答申書をお渡しする予定でございます。その後、その答申を受けまして、先ほどもちょっとお話させていただきましたが、各市町の長による理事会におきまして審議を経て、広域議会の方に上程、報告させていただくということになります。併せて料金統一に向けた条例の改正が、先ほどもお話しましたが、予定では令和2年の11月の議会に上程させていただければと考えておるところでございます。その後はまた、水道局発行の広報誌「水道だより」というものが皆さんの方にお配りさせていただいているかと思うんですけども、こちらの方とか、当然水道局の方のホームページ、それと、情報提供させていただきながらパブリックコメントを実施したいと考えております。住民の皆さまの意見を広く求めるという形で、こちらの方につきましても求める予定で進めさせていただければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございました。
会長	その他何かございますでしょうか。
委員	詳細は水道だよりで逐次公開されるということですか。
事務局	ただ紙面の量の部分もありますから、一度に全ての内容がお伝えできる量になるのか、詳細にわたってという形となると何回かの発行に応じてということになるんですけど、年4回の発行ですので、次までに期間が出てしまうというのもあるので、ちょっとその辺は臨時の発行とか色々検討はさせていただいて、皆さんには広報させていただければと思います。
委員	はい、ありがとうございます。

会長	<p>その他何かございますでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
会長	<p>無ければ議事については以上となります。議事進行につきましてご協力ありがとうございます。</p> <p>最後になりますけれども、8回に渡りまして審議いただきました。今日こうして何とか答申が取りまとまりまして大変ありがとうございました。正直申しまして、単純に計算しますとびっくりするような料金改定率ということでございましたけれども、皆さんの建設的なご議論がありまして、また事務局の方でも度重なる試算をしていただくことで何とかこういう数字に落ち着くことができたのだと思います。もちろんそれでも大幅な値上げということで今回答申になりますので、こちらの地域で将来にわたって水道がきちんと使えるように、また市民生活に影響がないように、そして多くの観光客がいらっしゃるような地域だと思いますので、こうしたインフラがきちんとされているというようなことはこの地域にとってきっとプラスになるかと思いますので、そのような形で着実に事業の方を進めていただけたらと思っております。最後になりますけれども本当にご協力ありがとうございます。</p> <p>ということで事務局にお返ししたいと思います。</p>
事務局	<p>会長、委員の皆さんには長時間に渡りご審議いただきまして誠にありがとうございました。最後に、水道局長よりご挨拶申し上げます。</p>
局長	<p>それでは一言挨拶させていただきます。会長、委員の皆様、長期間にわたりご審議をいただき、大変ありがとうございました。今回の経営審議会においては統合後初めての料金の統一、料金改定という大変難しい問題についてご審議いただきました。重ねてお礼申し上げます。さて、先日20日に第3回の秩父広域市町村圏組合定例会も閉会いたしましたが、この経営審議会に対する質問も頂戴いたしました。住民の生活、企業に大きな影響を与えるものとして高い関心が寄せられておりました。今後、この審議会の答申を基に、理事会、議会において料金統一に向けて具体的な協議をしてまいります。皆様から頂戴いたしました貴重なご意見、ご要望に対して真摯に対応していく所存でございます。今後とも、水道事業に対します皆様方のご支援とご協力を頂戴したいと思い</p>

	ます。本日は大変ありがとうございました。
事務局	それでは、以上をもちまして本日の審議会の方は終了させていただきます。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。今日は雨も降っていますのでお帰りの際は気をつけていただければと思います。
事務局	すみません。一点だけご報告をさせてください。議会に報告して改定内容が確定した後に、できればもう一度委員の皆さんにその改定内容のご説明、最終案の説明をする会を設けられればと考えております。再度またご連絡差し上げまして、日程等は調整させていただければと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月 2日

署名委員 丸山 陽生

署名委員 加藤 尚美